

鴨川市職員の人事評価に関する要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第9号

鴨川市職員の人事評価に関する要綱の一部を改正する訓令

鴨川市職員の人事評価に関する要綱（平成28年鴨川市訓令第1号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「人事評価シート：部長級及び課長級の職員」を「人事評価シート：参事及び課長級の職員」に改め、同条第3項中「部長級」を「参事又は課長級」に、「企画総務部長」を「総務課長」に改める。

第9条、第11条並びに第13条中「企画総務部長」を「総務課長」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第7条関係）

被評価者	1次評価者	2次評価者
参事及び課長級の職員	副市長又は教育長	—
課長補佐級の職員	課長級の職員	副市長又は教育長
上記以外の職員	課長補佐級の職員	課長級の職員

別記第1号様式中「人事評価シート：部長級及び課長級の職員」を「人事評価シート：参事及び課長級の職員」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。